

試験問題（解答時間50分）（100点）

V. 消費税法

問1

次の文中の から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計26点）

- (1) 資産の譲渡等とは、 として を得て行われる資産の 及び貸付け並びに役務の提供をいう。
- (2) 基準期間とは、次の期間をいう。
- ① 個人事業者…その年の
 - ② 法人…その事業年度の前々事業年度（前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の 前の日の前日から同日以後 を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）
- (3) 課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいい、次に掲げるものを除く。
- ① 所得税法に規定する を対価とする役務の提供
 - ② の規定により消費税が免除されるもの
- (4) 課税貨物とは、保税地域から引き取られる のうち、 とされるもの以外のものをいう。
- (5) 調整対象固定資産とは、 以外の資産で、その資産に係る課税仕入れに係る支払対価の額の 相当額、特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額が、一取引単位につき 以上のものをいう。

イ. 事業	ロ. 前々年	ハ. 給与等	ニ. 1年	ホ. 前年
ヘ. 譲渡等	ト. 対価	チ. 1000万円	リ. 非課税	ヌ. 2年
ル. 繰延資産	ヲ. 輸出免税等	ワ. 譲渡	カ. 100万円	ヨ. 外国貨物
タ. 棚卸資産	レ. $\frac{100}{110}$	ソ. 3年		

問2

衣料品の販売業を営む甲法人の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの当課税期間（事業年度）における売上げ状況は次のとおりである。

この場合において、 A から F に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選び、課税標準額（千円未満切捨後）を求め G に数値を入力しなさい。なお、問題文中の金額はすべて消費税等を含む税込金額である。（計10点）

- (1) 総売上高 77,000,000円
（すべて消費者に対する売上高である。）
- (2) 雑収入 22,000円
（甲法人の役員に対して、仕入金額20,000円、通常販売価額46,000円の商品を販売したことによるものである。）
- (3) その他の取引
甲法人の役員に対して、仕入金額85,000円、通常販売価額140,000円の商品を贈与しているが、未処理である。

（単位：円）

計 算 過 程	
課税標準額（千円未満切捨）	
$77,000,000 + \overset{\text{注1}}{\text{ }} + \overset{\text{注2}}{\text{ F }} = \text{ } $	
$\text{ } \times \frac{100}{110} = \text{ } \rightarrow \text{ G } $	
(注1) 低額譲渡の判定 $\text{ A } < \text{ B } \quad \therefore \text{ 該当 } \text{ C } $	
(注2) みなし譲渡の判定 $\text{ D } > \text{ E } \quad \therefore \text{ } $	

問3

次の〈資料〉により、乙法人の当課税期間（自令和4年4月1日至令和5年3月31日）における控除対象仕入税額を求め、数値を入力しなさい。ただし、F は解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお、軽減税率の対象となるものはない。（計12点）

〈資料〉

(1) 課税仕入高（税込）の内訳

①	課税売上げにのみ要するもの	31,900,000円
②	非課税売上げにのみ要するもの	363,000円
③	課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	9,568,000円
合 計		41,831,000円

(2) 課税売上割合 = 97%

(3) 当課税期間における課税売上高は5億円超である。

（単位：円）

計 算 過 程	
〔控除対象仕入税額〕	
(1) 個別対応方式	
①課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額	$\square \times \frac{\square}{\square} = \square \text{ A}$
②非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額	$\square \times \frac{\square}{\square} = \square \text{ B}$
③共通して要する課税仕入れ等の税額	$\square \times \frac{\square}{\square} = \square$
④仕入れに係る消費税額	① + ③ × \square % = $\square \text{ C}$
(2) 一括比例配分方式	
①課税仕入れ等の税額	$\square + \square + \square = \square$
	$\square \times \frac{\square}{\square} = \square \text{ D}$
②仕入れに係る消費税額	① × \square % = $\square \text{ E}$
(3) (1) F (2) ∴ \square	

問4

所有権移転外ファイナンス・リース取引の消費税の取扱いに関する次のそれぞれの場合において、正しい場合には解答欄に○を、誤りの場合には×をそれぞれ選択しなさい。（計6点）

- (1) 賃借人がリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を行い、会計処理上はリース料の支払時に賃貸借処理（通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をいう。以下同じ。）をしているときは、リース料の支払時は、消費税額の計算上は不課税取引として処理することとなる。
- (2) 会計処理上、賃借人が売買処理（リース資産の引渡しの時に資産の譲渡があったものとして取り扱われる処理をいう。以下同じ。）をしている場合であっても、消費税額の計算においてリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理（以下「分割控除」という。）が認められる。
- (3) 賃貸借処理しているリース期間が5年（リース料総額1,100,000円）である場合において、リース期間の初年度にその課税期間に支払うべきリース料（220,000円）について仕入税額控除を行い、2年目にその課税期間に支払うべきリース料と残額の合計額（880,000円）について仕入税額控除を行うといった処理も認められる。

問5

次の場合において、それぞれの事業者が提出すべき届出書の名称とそれぞれの届出書の提出期限（日付）について、 から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計9点）

なお、全て課税期間の短縮はしていないものとする。

また、同じ届出書の名称を何度使用してもよい。

- (1) 個人事業者Aは令和4年3月1日に新規開業した事業者であり消費税の免税事業者に該当するが、令和4年中に機械装置（ボイラー等）を購入したことから消費税の還付を受けることが見込まれている。

このとき、令和4年分の消費税について還付を受けたい場合。

届出書の名称	届出書の提出期限（日付）
<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>

- (2) C社は当課税期間（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）まで、簡易課税制度を適用しているが、この度設備投資を行い、翌課税期間中に建物の引渡しを受けることとなったため、C社の翌課税期間は消費税の還付を受けることが見込まれている。

このとき、翌課税期間の消費税について還付を受けたい場合。

届出書の名称	届出書の提出期限（日付）
<input type="text" value="C"/>	<input type="text" value="D"/>

- (3) D社が、翌課税期間（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）より簡易課税制度を適用したい場合。

届出書の名称	届出書の提出期限（日付）
<input type="text" value="E"/>	<input type="text" value="F"/>

【届出書の名称】

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| イ. 消費税課税事業者選択届出書 | ロ. 消費税課税事業者選択不適用届出書 |
| ハ. 消費税課税期間特例選択・変更届出書 | ニ. 消費税課税期間特例選択不適用届出書 |
| ホ. 消費税簡易課税制度選択届出書 | ヘ. 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 |
| ト. 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 | |

【届出書の提出期限】

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| a. 令和4年3月15日 | b. 令和4年3月31日 | c. 令和4年12月31日 |
| d. 令和5年3月31日 | e. 令和5年5月31日 | f. 令和6年3月31日 |
| g. 令和6年5月31日 | | |

問6

下記の取引の消費税法上の事業区分について第1種事業から第6種事業のいずれに該当するかを選択しなさい。（計10点）

なお、事業区分が不要な場合には「不要」と選択しなさい。

〔飲食サービス業〕

- (1) 自社の店舗内で製造した飲食物を店内で飲食させた。
- (2) 他の事業者から仕入れた商品を土産用等として消費者に販売した。
- (3) 店内で使用していた冷蔵庫を同業者に売却した。
- (4) 店内で調理した料理をデリバリーサービスを利用して販売した（飲食のための設備あり）。
- (5) オフィス街へキッチンカーで出向き、調理した飲食料品を販売した（飲食のための設備なし）。

問 7

自動車販売業を営む法人の以下の取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、TKC「課税区分基準書」に基づき課税区分は選択肢の中から選び、金額は当てはまる数値を入力しなさい。ただし、数値入力の解答は整数とする。(小数点以下切り捨て) (計12点)

また、課税区分は1、11、3、4、5、51、6、7、8、0以外は使用しないこと。

なお、当社は、「税込経理方式、本則課税、個別対応方式」を採用しており、特段指示のないものについては、当課税期間中に取引を行っているものとする。

課税区分表は、参考資料で確認すること。

- ① 受取利息から所得税額等153円が徴収され、850円が当座預金に入金された。

取引内容	課税区分	金額(円)
受取利息	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>
源泉徴収された所得税額等	<input type="text" value="C"/>	<input type="text" value="D"/>

- ② 自動車の売上げと自動車の下取り(仕入れ)の相殺が300,000円あった。(現金主義の場合)

取引内容	課税区分	金額(円)
売上げと仕入れの相殺(売上げに計上すべきもの)	<input type="text" value="E"/>	<input type="text" value="F"/>
売上げと仕入れの相殺(仕入れに計上すべきもの)	<input type="text" value="G"/>	<input type="text" value="H"/>

- ③ 役員移動用の普通乗用自動車の廃タイヤの処分代55,000円から廃タイヤのアルミの売却代金11,000円を差し引いて現金で支払った。

取引内容	課税区分	金額(円)
処分代から差し引いたアルミ売却代金	<input type="text" value="I"/>	<input type="text" value="J"/>
差引後の処分代を現金で支払い	<input type="text" value="K"/>	<input type="text" value="L"/>

問8

甲株式会社（以下「甲社」という。）は食料品（以下「商品」という。）の販売業を営んでいるが、甲社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの当課税期間（事業年度）における取引等の状況は次の〈資料〉のとおりである。これに基づき、当課税期間における課税売上割合を計算し、仕入税額控除の計算方式を判定しなさい。（計15点）

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- (1) 基準期間における課税売上高は84,000,000円（税抜き）である。
- (2) 甲社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込経理方式を採用している。
- (3) 甲社の取引は、特に記載するものを除き、すべて国内において行われたものであり、販売する食料品は全て軽減税率である。
- (4) 甲社は、設立以来、前課税期間まで継続して課税事業者であった。
- (5) 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。
- (6) 金額の計算過程において生じた1円未満の端数は切り捨てることとする。

〈資料〉

1. 当課税期間の損益計算書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書			
	自令和4年4月1日	至令和5年3月31日	(単位：円)
商品仕入高	52,380,000	商品売上高	74,535,000
水道光熱費	7,160,000	受取利息配当金	290,000
減価償却費	996,000	社宅使用料収入	819,000
		祝金収入	300,000

2. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 「商品売上高」は、国内における課税売上高65,625,000円及び国外支店での売上高8,910,000円の合計額である。
- (2) 「受取利息配当金」のうち240,000円は所有株式の配当金であり、残額はすべて貸付金の利息である。
- (3) 「社宅使用料収入」は、甲社の従業員に貸し付けている社宅の使用料を収受したものである。
- (4) 「祝金収入」は、創業30周年記念に伴い得意先から収受したものである。

(単位：円)

この申告書による消費税の税額の計算		計 算 過 程
課 税 標 準 額	<input type="text"/>	[課税標準額の計算] (千円未満切捨) $\text{} \times \frac{100}{\text{ A}} = \text{} \rightarrow \text{ B}$
消 費 税 額	<input type="text"/>	[消費税額の計算]
控 除 過 大 調 整 税 額		$\text{ B} \times \text{ C} \% = \text{}$
控 除 税 額	控除対象仕入税額	[課税売上割合の計算] (1) 課税売上割合 ① 課税売上額 (税抜き) <input type="text"/> ② 課税資産の譲渡等の対価の額 <input type="text"/> D ③ 非課税売上額 <input type="text"/> = <input type="text"/> E ④ 資産の譲渡等の対価の額 ② + ③ = <input type="text"/> F ⑤ 課税売上割合 $\frac{\text{②}}{\text{④}} = \frac{D}{F} \div \text{} \% \text{ G} \text{ H} \%$ (2) 課税売上5億円判定 <input type="text"/> <input type="text"/> 500,000,000 ∴ <input type="text"/> I

<参考資料>

	課税 区分	内 容
売 上 げ	1	課税売上げ
	11	課税売上げに係る対価の返還
	3	非課税売上げ
	4	有価証券等の譲渡
仕 入 れ	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	51	同課税仕入れに係る対価の返還
	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	8	非課税仕入れ・同対価の返還
	0	不課税取引 (税外取引)